

<p>愛知県警察犯罪被害者支援基本計画の策定</p>	<p>2016年4月1日から 2021年3月31日まで</p>
<p>制定の趣旨</p>	<p>犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき策定されている犯罪被害者等基本計画については、5年ごとに見直しが行われ、今般、2016年4月から2021年3月までを計画期間とする第3次犯罪被害者等基本計画が閣議決定された。</p> <p>同計画に基づき、警察庁が警察庁犯罪被害者支援基本計画を策定したことを受け、当県警察においても愛知県警察犯罪被害者支援基本計画の策定をするもの。</p>
<p>通達の概要</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 相談・捜査の過程における犯罪被害者への配慮及び情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ◎ 捜査に関する適切な情報提供等 ○ 被害児童からの事情聴取における配慮 ○ 性犯罪被害者に対する適切な対応 2 精神的被害の回復への支援及び経済的負担の軽減に資する支援 <ul style="list-style-type: none"> ◎ 医療費等の負担軽減 ◎ カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減 ◎ 犯罪被害者に対するカウンセリングの充実 ◎ 犯罪被害給付制度の適切な運用 3 犯罪被害者の安全の確保 4 犯罪被害者支援推進のための基盤整備 <ul style="list-style-type: none"> ◎ 犯罪被害者支援に携わる者への心理的影響に対する配慮 ◎ 犯罪被害支援団体との連携等 5 県民の理解の増進 <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査結果等を通じた犯罪被害者の置かれた状況に対する理解の増進 ○ 被害が潜在化しやすい犯罪の被害者に対する理解の促進 ◎ 中学生及び高校生を対象とした命の大切さを学ぶ教室の開催等
<p>備考</p>	<p>「◎」の項目は、今後5年間において、更に質の高い支援が全国斉一に実施されることを目指す上での指標として警察庁が位置付けたもの。</p>